

静岡県遠隔手話通訳

感染症の流行や災害などにより、手話通訳者等の同行が困難な場合に、スマートフォン等を使って遠隔手話通訳が利用できます。

お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などで、「派遣決定通知のQRコードを読み込む」又は「メールのURLを押す」ことで遠隔手話通訳を利用することができます。

ご利用イメージ



ろう者

1 通訳派遣の依頼をする

各市町の窓口と相談のうえ、遠隔手話通訳の実施を決定してください。

2 通訳決定通知書を受信する

・FAXの場合は「QRコード」付き
・メールの場合は「URL」付き



各市町の
派遣窓口

通訳の当日

3 遠隔手話通訳を利用する

ご自分のスマートフォンやタブレットで、派遣決定通知書に記載された「QRコード」を読み込む、または「メールのURL」をタップする。
手話通訳者に接続されるので、遠隔手話通訳を開始する。

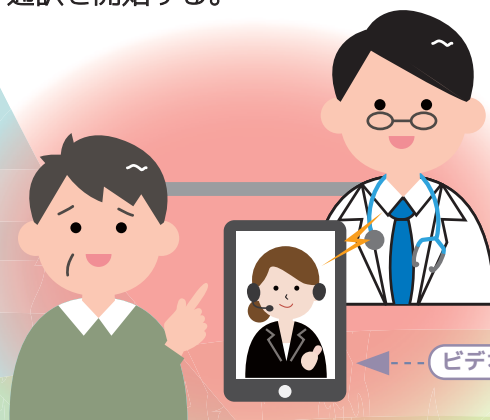
手話通訳者を
調整・決定
する

システム
調整

静岡県
健康福祉
センター



安全な場所、プライバシーに配慮した場所から手話通訳を実施



ビデオ通話

手話通訳者

手話通訳派遣申請は今までと同じ！！

お申し込み・接続方法は裏面へ

遠隔手話通訳利用の申込方法



ろう者

① 通訳派遣の依頼をする

各市町の窓口と相談のうえ、遠隔手話の実施を決定してください。



各市町の
派遣窓口

② 通訳決定通知書を受信する

QRコード付き派遣決定通知書をFAXまたはメールで受信してください。

FAXの場合

QRコード付き
派遣決定通知書



メールの場合

URL付き
派遣決定通知書

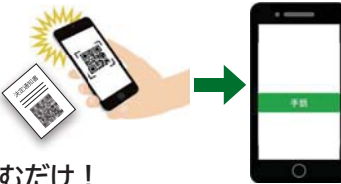


※URL、QRコードは利用の当日までなくさずに大切に保管してください。

遠隔手話通訳への接続方法

FAXの場合

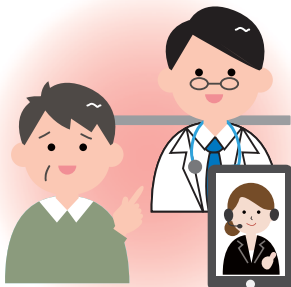
申請した時間になったら、ご自身のスマートフォンのカメラで返送された派遣決定通知書のQRコードを読み込むだけ！



ビデオ通話

メールの場合

申請した時間になったら、メール本文に記載されたURLを押すだけ！



通訳当日の場所



手話通訳者



- QRコードまたはURL付き派遣決定通知書を忘れないようにしましょう。
 - スマートフォンなどを立てかけるスタンドなどを準備しましょう。
 - ビデオ通話に使用する自分のスマートフォンなどは充電しましょう。
- 携帯充電器があると安心！※通信料は自己負担です

静岡県健康福祉部障害福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL

054-221-3737

FAX

054-221-3267

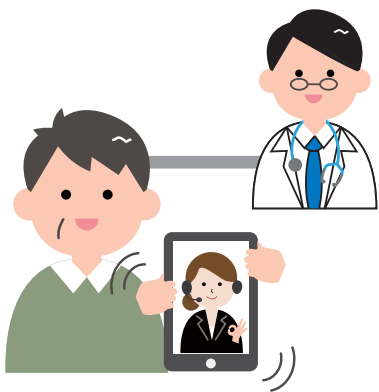
E-Mail

shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

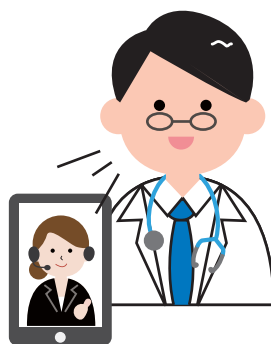


本日は遠隔手話通訳を使用します

感染症対策として手話通訳者は同行せずに、スマートフォンなどを活用して手話通訳派遣制度を利用します。



手話が見える位置にスマートフォンを置きます



音声でお話するときはスマートフォンに向かってお話してください



手話で話すときに口元が見えるようマスクを外します

スマートフォンなどの機器を使用した「遠隔手話」についてご理解とご協力をお願いいたします。

静岡県では令和3年3月より、スマートフォンやタブレット端末などを用いた「遠隔手話通訳」を導入しました。

ろう者に手話通訳者の同行が困難な場合に、遠隔手話通訳を利用する場合があります。

遠隔手話通訳の使用に、御対応いただきますよう御協力をお願いします。

問合せ：静岡県健康福祉部障害福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3737 FAX 054-221-3267

E-Mail shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

